議案第3号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の とおり制定する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年富津市条例第7号)の一部を次のように改正する。
 - 第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。
- 第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
 - 第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。